平成２６年（フ）第１７３号
愛知県小牧市間々本町27番地１
破産者　有限会社アルファサポートサービス
１　決定年月日　平成26年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７４号
大阪府和泉市府中町512番地１―205号
破産者　株式会社ジャパンパートナーシップ
１　決定年月日　平成26年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７９６号
兵庫県西脇市和田町１番地
破産者　株式会社ダイイチ
１　決定年月日　平成26年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７号
沖縄県沖縄市海邦１丁目９番11号
破産者　有限会社とんがらし
１　決定年月日　平成26年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第８７号
盛岡市北天昌寺町１番55号
破産者　有限会社トータルインテリア北島
１　決定年月日　平成26年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第５０号
盛岡市上田３丁目14番30号
破産者　有限会社山久
１　決定年月日　平成26年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第４３号
宮城県白石市福岡深谷字即安16番地の５
破産者　株式会社ミルクファーム蔵王
１　決定年月日　平成26年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第４１０号
茨城県常陸太田市大森町384番地
破産者　株式会社石野
１　決定年月日　平成26年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第５２号
茨城県水戸市酒門町1146―３
破産者　株式会社アユミング
１　決定年月日　平成26年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３５８号
群馬県前橋市江田町135番地８
破産者　有限会社食遊
１　決定年月日　平成26年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１１０７号
東京都八王子市佐入町414番地１八王子荘
破産者　渥美　幸治
１　決定年月日　平成26年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３８８号
岐阜県可児市下恵土字宮前5617番地１、商業登記簿上の本店所在地岐阜県美濃加茂市下米田町小山672番地
破産者　株式会社春日
１　決定年月日　平成26年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第５８号
静岡県浜松市中区富塚町1933番地の１
破産者　有限会社横濱倶楽部
１　決定年月日　平成26年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第７４６号
京都市伏見区深草大亀谷安信町92番地
破産者　株式会社キタガワ
１　決定年月日　平成26年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７６１号
京都府八幡市八幡長町42番地の10
破産者　株式会社シンエイ化学機械
１　決定年月日　平成26年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９６号
京都市東山区分木町61番シティハウスｊｏｙ三条１Ｆ
破産者　有限会社サーティーレジャープランニング
１　決定年月日　平成26年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０８号
京都市南区東九条西札辻町１―１、商業登記簿上の住所京都市南区吉祥院高畑町49番地４
破産者　株式会社ＴＥＲＲＡ
１　決定年月日　平成26年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２１１号
高知市桟橋通５丁目５番40号
破産者　有限会社ＢＡＹ５ＳＱＵＡＲＥ
１　決定年月日　平成26年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第７５号
高知市山手町28番地１
破産者　宮地　悦子
１　決定年月日　平成26年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２６年（フ）第５号
栃木県小山市暁１丁目13番６号
破産者　新井　美穂
１　決定年月日　平成26年５月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第７号
栃木県栃木市平柳町２丁目８番20号　レジデンスＮ・Ｄ102号、従前の住所東京都足立区綾瀬１丁目16番10―705号
破産者　小松　邦紀
１　決定年月日　平成26年５月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第１５号
北海道苫小牧市永福町２丁目４番６号
破産者　鳴海沙也加
１　決定年月日　平成26年５月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部